資　料　複　写　申　込　書

令和　　　年　　　月　　　日

行方市立図書館長　殿

下記事項を了承の上、資料の複写を申し込みます。

記

１　公表された著者物の複写では、著作権法第３１条に基づき、調査研究の目　　的に使用する場合に限って認められます。

1. 複写できる資料は、図書館所蔵のものに限られます。
2. 著作物は、その一部分について１人で１部だけ複写できます。（一著作物全部に渡っての複写はできません）

２　複写物使用により著作権法上の問題が生じた場合は、申込者の責任とします。

３　資料によっては、保存上または形態上の理由により複写できないものもあります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 |  | | | |
| 住　所 |  | | ℡ | |
| 資料名（書名・誌紙名等） | | 複写箇所（ページ） | | 用紙ｻｲｽﾞ・枚数 |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |
|  | |  | |  |

複写枚数　計　　　　　枚

**著作権法の規定により、当館の複写サービスは以下のとおりです。**

|  |  |
| --- | --- |
| 図　書 | * 本文の半分まで * 上・中・下巻からなる作品は、各巻の半分まで * 全集・選集など２編以上の作品からなる合集は、個々の半分まで * 本体とは別に独立した付録は、個々の付録の半分まで |
| 雑　誌 | ○最新号を除き、各号の半分まで  ○本体とは別の独立した雑誌の付録は、本紙と同じ扱い |
| 新　聞 | ○各号の半分まで  ○最新号は複写不可 |
| 地　図 | ○１枚ものの地図は、その半分まで  ○地図帳は一冊の半分まで  ○住宅地図は見開きの半分まで |
| 画集・写真集 | ○個々の半分まで（１ページ以下のものは複写不可） |
| 楽　譜 | ○１曲の半分まで |

**株式会社ゼンリンの住宅地図の複写について**

　ゼンリンの住宅地図を複写する場合に、ゼンリンから示された下記の条件にて

複写をおこなっておりますのでご了承ください。

　１．複写目的が、利用者(個人に限定される)の調査研究のためであること。

　２．複写は、図書館の職員がおこなうこと。

　３．複写は、同一人につき区割り図(住宅地図見開き２頁)の半分(１頁相当)を

　　　超えない範囲でおこなうこと。

　４．複写の申込みは、各区割り図ごとにおこなうこと。